

宇治市監査委員公表第5号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、監査の結果に関する報告を決定しましたので、同条第9項の規定により次のとおり公表します。

令和4年3月28日

宇治市監査委員
池上 哲朗
松岡 ゆかり
松峯 茂

第1 監査の種類

地方自治法第199条第1項及び第4項の規定による定期監査を、宇治市監査基準に準拠し実施した。

第2 監査の対象

令和3年度の危機管理室及び産業地域振興部の財務に関する事務のうち、次の項目について監査を実施した。

使用料収入状況（観光振興課、産業振興課）

各種戻入等返還金収入状況（産業振興課）

委託料支出状況（観光振興課、産業振興課）

補助金支出状況（危機管理室、観光振興課、産業振興課）

備品管理状況（危機管理室）

第3 監査の着眼点

監査の対象事務について、収入事務、支出事務、契約事務、財産管理事務が関係法令にのっとり行われているかどうか、部局に特有な事務事業に関し、経済性、効率性、有効性等が図られているかどうかに着眼し、抽出して実施した。

第4 監査の主な実施内容

この監査は、危機管理室、産業地域振興部観光振興課及び産業振興課における事務事業のうち、主として令和3年4月1日から同年11月30日までの財務に関する事務を対象とし、それぞれの関係諸帳簿、証拠書類等を審査し、文書及び口頭による質問調査を実施した。

第5 監査の実施場所及び日程

令和4年1月5日から31日までに、監査対象部局の事務室等及び監査委員事務室において予備調査を実施するとともに、令和4年2月18日に監査委員事務室において監査委員監査を実施した。

第6 監査の結果

監査の結果は、後記一部指摘事項が見受けられたので、改善されたい。特に指摘する事項が見当たらなかったものについては、引き続き適正な事務の執行及び管理に努められたい。

1 危機管理室

- (1) 補助金支出状況について
適正に処理されていた。
- (2) 備品管理状況について
適正に管理されていた。

2 観光振興課

- (1) 市営茶室使用料収入状況について
おおむね適正に処理されていた。
なお、平成 30 年度の前回定期監査において、調定の遅れが見受けられたと指摘した点については、今回は見受けられなかった。
- (2) 観光センター使用料収入状況について
前回定期監査に引き続き、使用許可手続の不備が見受けられた。指定管理者の管理監督の徹底を求める。
なお、前回定期監査において、収納事務受託者が収納した使用料の市への入金及び調定に遅れが見受けられたと指摘した点については、今回は見受けられなかった。
- (3) 委託料支出状況について
適正に処理されていた。
- (4) 補助金支出状況について
適正に処理されていた。

3 産業振興課

- (1) 産業会館使用料収入状況について
収納事務受託者による使用料の収納及び調定に遅れが見受けられた。また、前回定期監査に引き続き、使用許可手続の不備が見受けられた。収納事務受託者及び指定管理者の管理監督の徹底を求める。
- (2) 産業振興センター使用料収入状況について
適正に処理されていた。
- (3) 宇治ベンチャー企業育成工場使用料収入状況について
適正に処理されていた。
- (4) 電柱等敷地占用料収入状況について
適正に処理されていた。
- (5) 企業立地促進条例操業支援助成金返還金収入状況について
おおむね適正に処理されていた。今後は不納欠損処理に向け、必要な調査及び検討を求める。
- (6) 委託料支出状況について

適正に処理されていた。

- (7) 補助金支出状況について
適正に処理されていた。